

派遣労働者の待遇決定に係る労使協定の対象労働者の範囲について

対象労働者の範囲：派遣先で下記に該当する業務に従事する労働者

分類番号	職種名（中分類）	分類番号	職種名（中分類）
B-08	製造技術者	H-49	生産設備（金属）
B-09	建築・土木技術者	H-50	生産設備（金属を除く）
B-22	美術家、デザイナー等	H-51	生産設備（機械）
B-24	その他の専門的職業	H-52	金属材料製造等
C-25	一般事務員	H-54	製品製造・加工処理
C-26	会計事務員	H-57	機械組立の職業
C-27	生産関連事務員	H-60	機械整備・修理の職業
C-28	営業・販売関連事務員	H-61	製品検査（金属）
C-29	外勤事務員	H-62	製品検査（金属除く）
C-30	運輸・郵便事務	H-63	機械検査の職業
C-31	事務用機器操作の職業	H-64	生産関連・生産類似
D-32	商品販売の職業	I-66	自動車運転の職業
D-34	営業の職業	I-68	その他の輸送の職業
E-35	家庭生活支援サービス	I-69	定置・建設機械運転
E-36	介護サービスの職業	K-75	運搬の職業
E-39	飲食物調理の職業	K-76	清掃の職業
E-40	接客・給仕の職業	K-77	包装の職業
G-46	農業の職業	K-78	その他の運搬等の職業

※日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）による分類項目名